

江津市での

新規出店・開業を応援します。

地域商業等支援事業費補助金



補助上限額 200万円

補助対象経費の1/2以内
特別枠は上限240万円

■補助金の対象は次のとおりです。

対象者

江津市内において、開店計画を有する中小企業者又は個人

区域

江津駅周辺、江津本町街並み環境整備区域、桜江町川戸都市計画区域、有福温泉町湯町

業種

小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、宿泊業、自動車整備業

経費

店舗改修費、備品購入費
備品リース料、家賃、広告宣伝費

(ただし、家賃は月額10万円かつ12ヶ月分が上限)

注意事項

・特別枠についてはご相談ください。

・補助事業後、5か年は事業状況を報告する必要があります。

・5年未満で事業を廃止した場合は補助金返還が生じることがあります。

【お問合せ先】江津市商工観光課 商工振興係

〒695-8501 江津市江津町1016-4

電話：0855-52-7494 FAX：0855-52-1365

★まずは、お電話ください。
江津商工会議所、桜江町商工会でもご相談いただけます。

江津市地域商業等支援事業費補助金

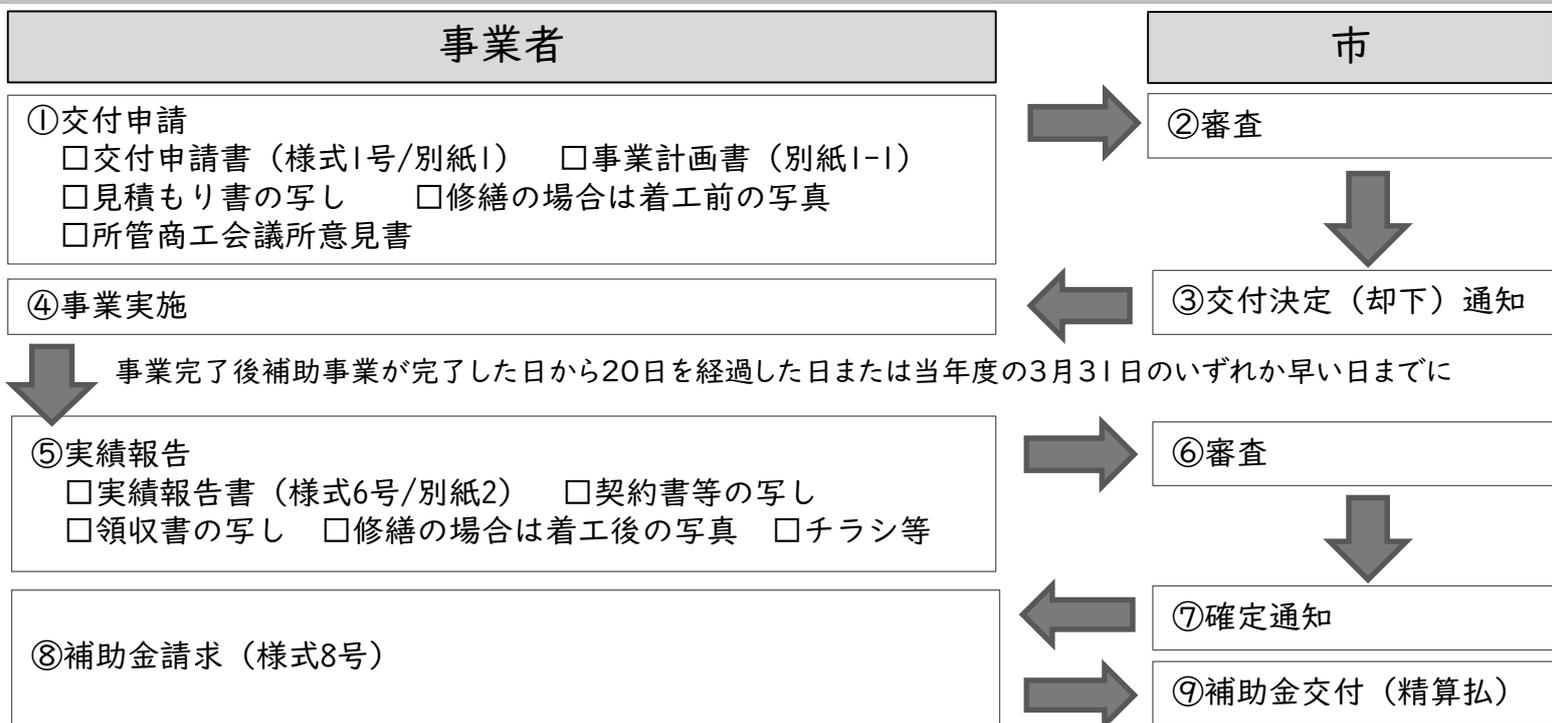
目的・主旨

地域経済の活性化、中小商業の振興及び商業機能の維持・向上を促進するために、市内特定地域での小売店等開業支援や移動販売・宅配支援事業、商業環境を整備する事業を支援する。

補助対象・補助額

小売店等開業支援 【一般枠】	市内で、開店計画を有する中小企業者又は個人	改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 ※家賃は月額10万円かつ12ヶ月分が上限。以下同じ。	補助率1/2 上限200万円
小売店等開業支援 【特別枠】	上記のうち、特定創業支援等事業を受ける者又は受けた者	改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 特定創業支援事業の受講料、旅費	補助率1/2 上限240万円
移動販売・宅配支援	市内で、移動販売又は宅配を行う中小企業者又は組合、個人	車両費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費など ※詳しくはお問合せください。	補助率1/2 上限200万円 ほか

申請のながれ



注意事項

- 事業実施は②の交付決定後からできます。交付決定日の前に着手されたものは対象にできません。
- 補助金は原則精算払（事業完了後に支払い）です。自己資金にて事業を完了することが必要です。
- 実績報告に支払手続きの書類が必要ですので、見積、契約、請求、領収の書類を保存してください。
- 事業完了後、5か年は事業効果の報告にご協力いただきます。
- 5年未満で事業を廃止した場合は補助金返還が生じることがあります。

お問合せ・申請先

〒695-8501 江津市江津町1016-4

江津市 商工観光課 商工振興係

電話：0855-52-7494

FAX：0855-52-1365

★江津商工会議所、桜江町商工会でもご相談いただけます★

ホームページ

江津市 地域商業

検索

